

小規模の営繕工事を対象とする「工事書類の簡素化」の試行における施工計画書等について

## 1. 効率的な施工計画書の作成

施工計画書は、受注者が当該工事において、品質確保のため実際に施工することを具体的な文書に表し、そのとおりに施工すると約束するものであり、工事の施工や施工管理の最も基本となるものです。また、施工に先立ち作成し監督職員に提出することになります。

「工事書類の簡素化」の主旨である、業務の効率化と品質向上を図るため、受発注者共に施工計画書の重要性を再確認し、効率的に施工計画書を作成し、それらを有効に活用することを目指します。

## 2. 総合施工計画書

総合施工計画書は、総合仮設を含めた工事の全般的な進め方や、主要工事の施工方針、品質目標と管理方針、重要事項などの大要を定めるものです。

工種別の施工計画書の品質計画及び品質管理方法などが、効率的に作成できるように考慮してください。

## 3. 工種別の施工計画書

工種別の施工計画書は、契約図書の内容や現場の状況、施工条件等を十分把握した上で、施工手順、施工方法、使用する資材・機器、労務等施工管理上必要となる具体的な内容について、工種ごとに作成するものです。

個別の工事特性や施工条件を踏まえて具体的に検討することが重要で、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものとならないよう、注意する必要があります。

専門工事業者が保有する標準的な施工要領書、施工手順書やカタログなどを活用し、個別の工事の施工内容が具体的になるよう、該当しない部分の消去（見え消しなど）、追記を行い効率的に作成してください。

なお、監督職員は、監督職員の承諾する範囲が品質計画に係る部分だけであることを理解し、必要としている品質計画の記載内容を具体的に示すなど、効率的な施工計画書の作成に配慮することとします。また、監督職員は、小規模な工種、要求品質がカタログ等で確認できる場合、施工方法が一般的で、施工方法による品質性能確保の要求が小さい場合などの工種については、他の工種と複合的に作成させるか、工種別の施工計画書の作成を求めないよう努めることとします。

## 4. 工種別の施工報告書

工種別の施工報告書は、工事の状況や結果を工種別にまとめ監督職員に報告し、工事の記録として残すものです。記録として残すかどうかは、「品質を証明するために必要であるか否か」を判断し効率的に作成してください。また、工種別の施工計画書を作成しないこととした工種については、月間又は週間工程表に品質確認チェックリストや写真・図面等を添付するなどして、効率的な報告としてください。